



《会計・税務の知識》 違法行為と税務調査

はじめに

極々まれに会社役員の違法行為に関する経理処理を問われる機会があります。違法行為と言っても様々なケースがあるので個別事例に照らし合わせて考える必要があるのですが、法律判断は弁護士の先生にお任せし、今回は1つの例を考えてみました。

1. 背任行為

例えば、会社役員（株主ではない）が、顧客からの注文を取締役自身で受注し個人口座で受領したと仮定します。得意先は、そんな事とはつゆ知らずに取引が成立するケースです。

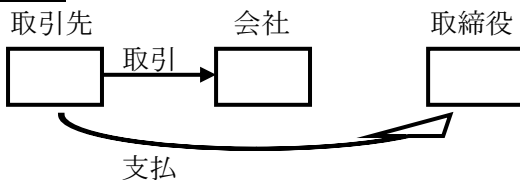
状況による細かな設定条件は無いものとして、単純に悪意があって行った取引とし、会社は1,000万円の利益を失ったとします。その後、その役員から損害賠償として1,000万円の支払いを会社を受けたとします。

2. 失った利益1,000万円

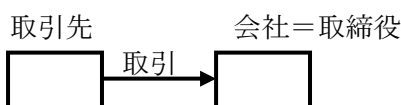
会社は直接取引を行っていないので、会計上の処理も発生していません。

一方で、税務調査では会社役員が会社を代表して行った取引であるので、1,000万円が会社の益金とみなす可能性が考えられます。

実態：



解釈：



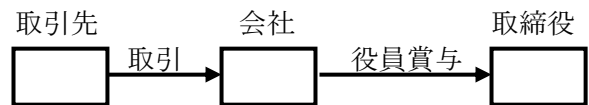
会社としては利益も何も受け取っていないのに、益金とされてしまうのです。他方で、得意先から見れば、あくまでもその会社と取引している事に他なりません。

3. 取締役が受け取った1,000万円

取締役が受け取った1,000万円に関しても、会社としては知る由もなく、計上していない事になります。

また一方で、税務調査では会社役員が受け取った利益に関しては、会社から当該取締役への役員給与と解釈される可能性が考えられます。

解釈例：



もちろん、臨時で支払われた役員給与と言う事で、1,000万円は損金不算入となります。

4. 損害賠償で会社が受け取った1,000万円

最後に、損害賠償の1,000万円ですが、会計上は、本業以外の収入として計上する事になります。実際に現金も動く訳です。税務上も、同様に益金として認識します。

おわりに

3番での役員給与ですが、損金不算入になるだけでなく、源泉所得税の不納付にもなる可能性があります。また、全体を通して当該取締役の悪意による取引ですので、重加算税と指摘される可能性も考えられます。

状況や個別解釈の仕方によってこの例の通りになるとは限りません。個別事例に関しては必ず専門家にご相談頂くようお願いいたします。

(担当：池田)